

株式会社商工組合中央金庫が実施する 創紀株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する創紀株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 7 月 21 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

創紀株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が創紀株式会社（「創紀」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、創紀の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、創紀がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

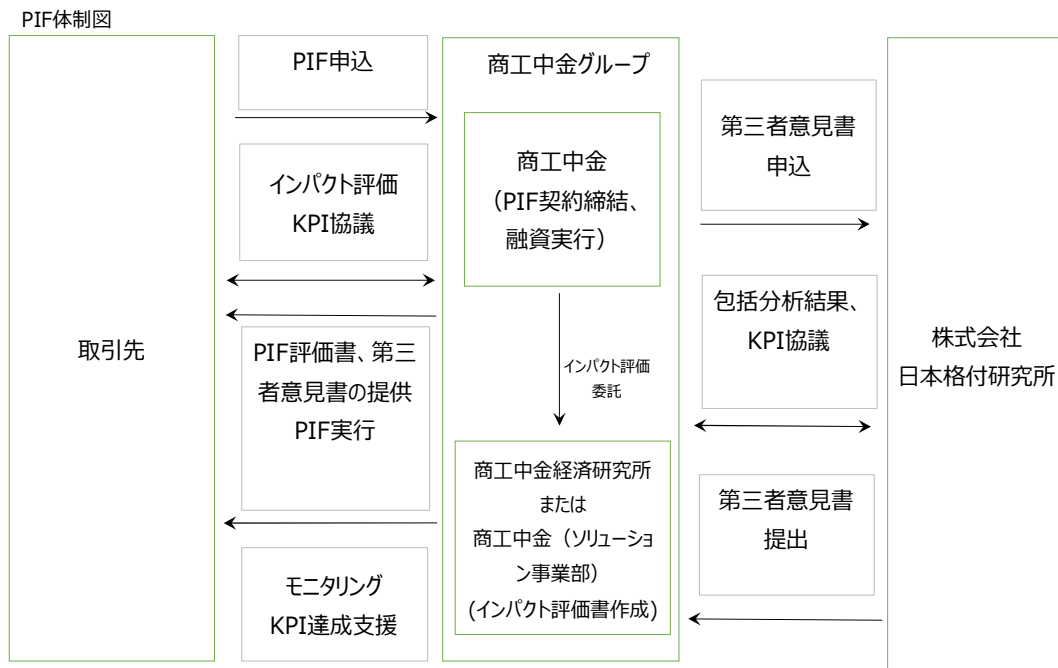
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である創紀から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

神田 美咲

神田 美咲

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 7 月 21 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が創紀株式会社（以下、創紀）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、創紀の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業(*)に対するファイナンスに適用しています。

(*)中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	創紀株式会社
借入金額	300,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 8 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	岡山県岡山市東区政津 666-6
設立	1989 年 9 月 21 日
資本金	15,000,000 円
社員数	14 名（うち役員 5 名、2026 年 4 月現在）
事業内容	・クレーンに特化したレンタル ・中古クレーンの仕入・国内及び輸出版売
主要取引先	・クレーンメーカー（タダノ、加藤製作所、コベルコ建機、住友重機械建機クレーン） ・楊重業者（建設現場で資材を搬入・配置する専門業者） ・仲介業者 ・商社

【業務内容】

創紀は岡山県岡山市に本社を置き、大型・特殊クレーンに特化した買取、販売及びレンタル事業を展開する独立系事業者である。1989 年の創業以来、大型・特殊クレーン分野における高い専門性と独立系としての的確な査定力を強みに、国内外で安定的な事業基盤を構築している。

- 事業の特徴

- ①大型・特殊クレーン分野における高い専門性と信頼性

ラフテレーン、クロウ等の大型・特殊クレーンに特化した事業を展開し、国内では取扱事業者が限られるニッチ分野において豊富な実績を有している。長年の事業継続を通じて、国内揚重業者や建設関連事業者から高い信頼を獲得しており、安定した受注基盤を構築している。

- ②独立系ならではの高度な中古クレーン評価・価格提案力

クレーンメーカーから独立した立場を維持し、メーカーを問わず販売・取引が可能である。中古クレーンについては、機体の状態や利用環境等を精査するデューデリジェンスを実施し、買取証明書の発行や残価を踏まえた買取にも対応している。日本国内で中古クレーンの査定を行える数少ない事業者の一社であり、国内外のクレーン市況を踏まえた最適な価格提示が可能である。

- ③海外展開を含む分散型・持続可能な事業構造

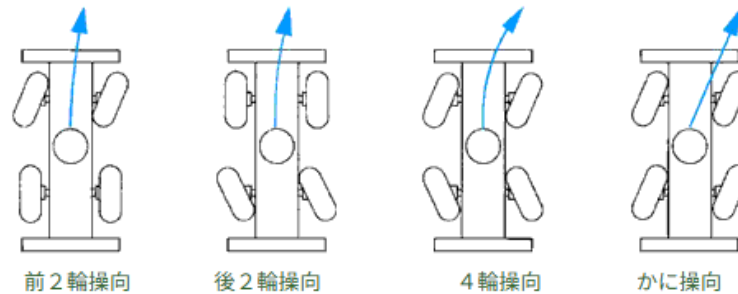
売上の約 3 割を海外向け輸出が占めており、国内市場に偏らない分散型の収益構造を有している。社内に専任の貿易担当者を配置し、仕入から輸出、現地対応までを自社で完結する直接貿易体制を構築している点は特徴の一つである。さらに、法制度及び労働環境が整備されているオーストラリアに支店を設け、同国におけるクレーンレンタル事業の拡大を皮切りとして、中長期的な成長と持続可能性を見据えた海外展開を推進している。

- 取扱商品



(写真①) ラフテレーンクレーン（創紀提供）

ラフテレーンクレーンは、ステアリング機構（操向機構）に特長を持ち、大型タイヤを装備した全輪駆動式のため不整地や比較的軟弱な地盤でも走行できる他、狭隘地での機動性にも優れている。

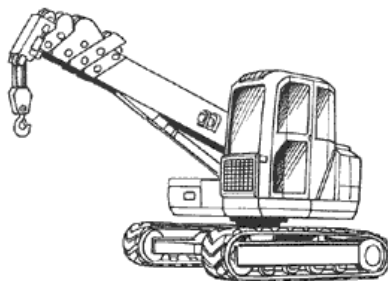


（図表①）ラフテレーンクレーンの操向方式

（出所：（一社）日本クレーン協会 Web サイト「移動式クレーンの種類および形式」）



（写真②）クローラクレーン（創紀提供）

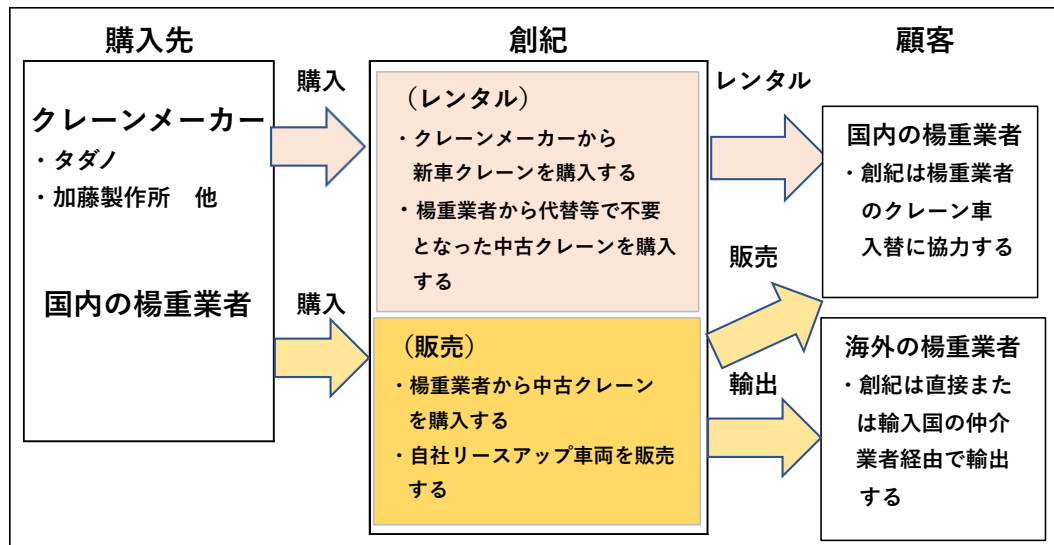


クローラクレーンは、走行用にクローラ（履帯）を装備した走行フレームに上部旋回体を架装したもので、走行はクローラであるため接地面積がタイヤより広く、不整地や軟弱な場所でも走行することができる特長がある。

（図表②）クローラクレーン

（出所：（一社）日本クレーン協会 Web サイト「移動式クレーンの種類および形式」）

● 商流図



(図表③) 商流図 (商工中金経済研究所がヒアリングに基づき作成)

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	岡山県岡山市東区政津 666-6	レンタル、買取・販売拠点 ・主にクレーンメーカーからの紹介を受け、顧客所在地により、本社、神戸・広島・四国・九州の担当者が訪問する。 ・機体の状態や利用環境等を精査の上、買取する。
神戸支店	兵庫県神戸市中央区港島 9 丁目 2-10	
広島支店	広島県広島市西区草津港 2 丁目 6-21	
四国支店	香川県坂出市府中町 5792-1	
九州支店	福岡県久留米市荒木町 2782-8	
オーストラリア支店	Unit 202 52 Mayhew St, Sherwood QLD 4075 Australia	貿易拠点 ・輸出責任者が常駐し、オーストラリア向け輸出及び三国間貿易に携わる。



(写真③) 本社



(写真④) 神戸支店

(写真③、④の出所：創紀 Web サイト)

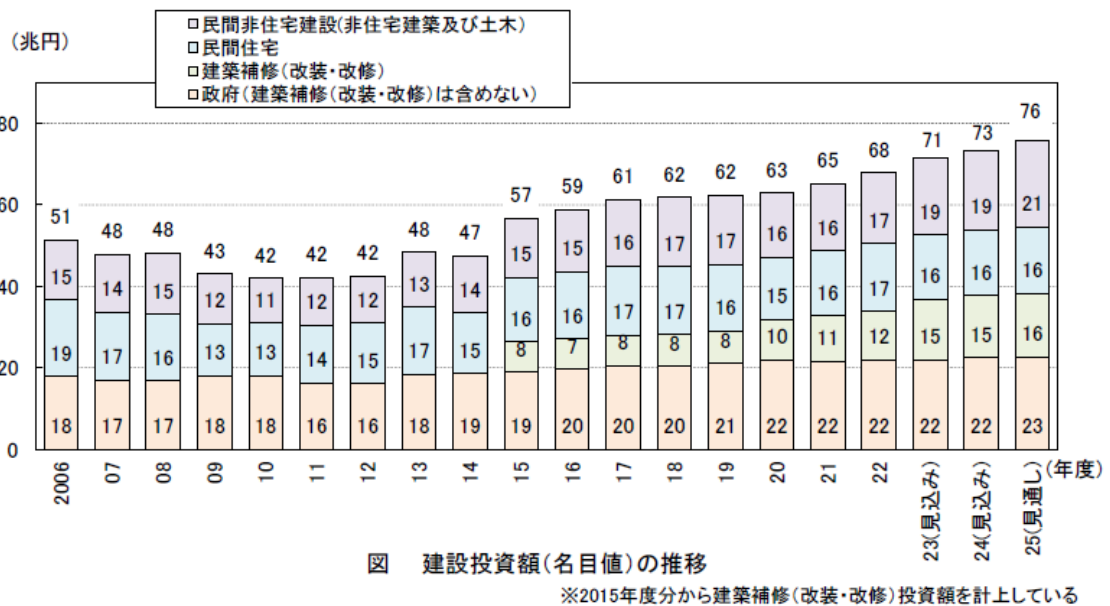
【沿革】

1989 年 9 月	笹川貿易株式会社を岡山県岡山市西市にて設立 中古重機の海外向け販売を主軸に事業開始
1995 年 10 月	本社を岡山県岡山市東区西大寺中野 796-17 に移転
2001 年 7 月	社名を創紀株式会社に変更 岡山県内において重機レンタル事業を開始
2011 年 8 月	広島支店を新設
2013 年 5 月	本社を岡山県岡山市東区政津（現在地）へ移転
2013 年 7 月	神戸支店を新設
2014 年 12 月	四国支店を新設
2020 年 1 月	オーストラリア支店を新設
2022 年 11 月	四国支店を香川県坂出市府中町 5792-1（現在地）へ移転
2025 年 2 月	九州支店を新設
2025 年 10 月	オーストラリア支店を Unit 202 52 Mayhew St, Sherwood QLD 4075（現在地）へ移転

2.2 業界動向

■ クレーン卸売業及びクレーンレンタル業の動向

クレーン卸売業及びクレーンレンタル業は、建設投資の動向に強く依存する産業である。国土交通省の2025年度建設投資見通し概要によれば、国内建設投資額は2024年度に約73兆円、2025年度には約75兆円規模に拡大する見通しであり、公共投資と民間非住宅投資が底堅く推移している。このため、重量物の揚重作業を担うクレーン需要は、社会インフラの整備・維持更新を支える基盤産業として、中長期的に一定水準での需要継続が見込まれている。



(図表④) 建設投資額(名目額)の推移

(出所:「2025年度建設投資見通し概要」(国土交通省 Web サイト 報道発表資料))

● クレーン卸売業の動向

卸売分野では、一般社団法人日本クレーン協会が公表するクレーン等設置数統計によると2024年末時点におけるクレーンの設置台数約13.3万基(前年比+0.4%)、移動式クレーンは約8.0万基(同+0.8%)と、いずれも緩やかな増加基調にある。これは、既存設備の老朽化に伴う更新需要が継続していることを示すものであり、資源の有効活用の観点から、新品販売に加えて中古機流通や再整備を含む卸売市場の役割が一層重要性を増している。

● クレーンレンタル業の動向

国土交通省の建設機械器具リース業等の動態調査では、クレーンを含む主要建設機械の賃貸売上高や稼働延べ台数が月次で公表されており、建設活動の一致指標として位置付けられている。近年は、建設需要の回復に伴い稼働水準は概ね堅調に推移する一方、機械価格や整備費の上

昇を背景に、事業者においては収益性と投資効率を重視した運営が求められ、レンタル単価の見直しや保有台数の適性化を進める動きが見られる。

- 人手不足の顕在化

業界共通の構造的課題として人手不足が顕在化している。建設業では 2024 年 4 月からの建設業への時間外労働の上限規制の本格適用により、クレーンオペレーター、整備要員、回送要員の確保が一層困難になっている。このため、クレーン事業者には、単なる機械供給にとどまらず、安全管理の高度化、工程調整支援、省人化・省力化に資する機械や運用方法の提案といった付加価値提供が強く求められている。

- 地域特性による需要の違い

日本建設機械レンタル協会が実施する地域業況調査では、都市部では再開発や大型非住宅工事を背景に高能力機への需要が見られる一方、地方ではインフラ維持修繕や災害対応を中心に小回りの利く移動式クレーンへの需要が根強いとされている。このように、地域特性や社会的ニーズに応じた機種構成及びサービス提供は、事業の持続可能性を高めるうえで重要な要素となっている。

クレーン卸売業・クレーンレンタル業は、建設投資を基盤としつつ、安全確保、省人化、インフラ維持への貢献を通じて、社会課題の解決に資する社会的価値の高い産業である。創紀は現時点で売上の約 3 割を海外向け輸出が占めており、国内では中古クレーンレンタル事業が全売上高の約 2 割を構成している。今後は保有台数の拡充を通じて、資源の有効活用と安定的なレンタルサービス提供を両立させた事業成長を見込んでいる。

2.3 経営理念等

経営理念
クレーンレンタル業を通じて、安全で効率的な建設・インフラ整備を支え、社会に価値を提供するとともに、社員一人ひとりの働きがいと生活の向上を実現する。
MISSION
中四国で培ってきた豊富な実績と経験を基盤に、地域トップシェアを維持する。 顧客ごとのきめ細かなニーズを的確に捉えたサービスを提供し、さらに持続可能な建設・インフラ支援のため、全国への事業展開を図る。

創紀は、全国展開の取り組みを通じて、災害時における迅速な復旧及び減災への貢献を重要な使命の一つと位置づけている。全国の揚重事業者ネットワークを活用し、希少なクレーンの保有状況や稼働状況を把握することで、緊急時における調達や見積に迅速に対応できる体制を構築している。これらの強みは国内にとどまらず、ウクライナや中東等を含む海外のインフラ支援にも寄与する。さらに、外部パートナーとの連携により、過酷な現場環境下においても機動的かつ持続可能な建設・インフラ支援を実現している。

2.4 事業活動

創紀は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面・社会経済面】

■ 事業伸長の取り組み

● クレーンレンタル事業伸長の取り組み

クレーン車の卸売・レンタル事業者が保有・流通台数を増加させることは、重量物の人力作業や簡易機械作業の代替を進め、高所作業や危険作業の機械化を通じて労働災害リスクの低減に寄与する。特にレンタル事業は、小規模建設業者や地方事業者、一時的・スポット工事を行う事業者に対しても、高度な安全性能を備えた重機への利用機会を提供するものであり、安全対策における地域間・事業規模間の格差縮小が期待される。

また、クレーン車の普及台数の増加は、建設工事、設備更新、老朽化した社会インフラの補修、災害復旧や緊急工事といった社会インフラ関連作業において、待機時間の短縮や工事対応力の向上につながる。卸売・レンタル事業者による保有台数の拡充は、社会全体の重機利用可能キャパシティを高め、インフラ整備・維持を下支えする実行力の強化に資するものである。

さらにクレーンレンタル事業の拡大は、資源循環の観点からも意義を有する。クレーン車は高額かつ用途特性が多様であるため、顧客が用途に適合しない機種を自己保有する場合、十分に活用されないまま廃棄に至るケースも生じ得る。これに対し、レンタルの活用は用途に応じた最適機種の選択を可能とし、稼働効率の向上を通じて不要な設備更新や廃棄の抑制につながる。この結果、廃棄物の削減および重機の長寿命化を通じた資源循環の促進が期待される。

加えて、クレーン車は高額な設備であり、自己保有が参入障壁となりやすい分野であるが、レンタルや卸売を通じた普及により、初期投資を抑えた事業参入が可能となる。これにより、高付加価値工事への参入機会の拡大や、地方・中小事業者の競争力向上にもつながる。さらに、卸売・レンタル事業者が主体となることで、最新型・低排出型クレーンへの更新や適切な整備・メンテナンスが進み、老朽化した高排出機械の市場からの退出を促す効果も期待される。

創紀は、こうした社会的意義を踏まえ、クレーンレンタル事業の拡大を経営上の重要課題と位置付けている。具体的には、レンタル拠点の拡充として、横浜（東の港湾拠点）及び千葉（大手レンタル事業者の展示即売場）近隣の2か所に新拠点を確保する計画である。これら新拠点の開設にあたっては、営業担当、配車・物流管理等の人材を新たに確保する予定であり、地域における安定的な雇用創出と人材育成にも寄与する方針である。

また、保有レンタルクレーン台数については、現在の240台から300台への増加を予定しており、人的体制と設備基盤の双方を拡充することで、事業運営の持続性と対応力を高め、より広範な社会ニーズへの対応を図っていく。

【自然環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

● 省エネルギーの取り組み

①電力使用量の削減

年間電力使用量は、6 拠点合計で 2024 年 5 月期 16,305kWh、2025 年 5 月期 15,897kWh（前期比▲2.5%）となり、着実に削減されている。主な要因としては、最新の省エネ性能を有する空調設備の導入に加え、従業員一人ひとりの節電意識の向上、全照明の LED 化の完了が挙げられる。さらに、空調の温度設定の適正化（冬季における設定温度の見直し）や、従業員へのデスク足元ヒーターの配布による効率的な保温対策、並びに使用年数 10 年を超え故障が増加した家電製品の省エネ型への更新を各拠点で徹底したことも電力使用量削減に寄与している。また、創紀の電力使用水準は、環境省・資源エネルギー庁及び日本ビルエネルギー総合管理技術協会が示す一般的な事務所の年間電力使用量（約 3,000～5,000kWh／事務所）の下限水準に位置しており、現時点において既に一定の省エネルギー水準を達成しているとの認識である。

②燃料使用量の削減

事業におけるクレーン車の配送は専門のトレーラー業者へ委託しており、当該業務に起因する自社での燃料使用はない。自社における燃料使用は、営業活動に用いる営業車8台のガソリン使用のみである。営業車の燃料使用量は、2024年5月期 12,097kL、2025年5月期 14,436kL（前期比＋19.3%）と増加しているが、これは直近期に営業担当者が3名増加し、営業活動の拡大に伴い車両稼働が増えたことに起因するものである。なお、当該車8台は全てHVであり、車両更新を通じた燃費性能の向上等、取り得る燃料使用量削減策は既に講じており、現時点において更なる削減余地は限定的である。今後は、引き続き低燃費低排出車両の維持・活用を図るとともに、安全運転及び効率的な営業活動の推進を通じて、燃料使用量及びそれに伴う温室効果ガス排出の抑制に努めていく。

● 排水への対応

排水については、主に拠点スタッフが使用する業務用水および雨水であり、特別な処理を要する有害性の高い排水は発生していない。車両の洗車は原則として契約先の指定工場に委託しており、自社拠点における排水負荷の低減を図っている。また、雨水により流出する土砂については、自社駐車ヤードに設置した二層濾過構造の排水処理設備にて一時的に堆積・管理し、一定量に達した時点で指定の産業廃棄物処理業者に委託のうえ、適正に回収・処理を実施している。

● 排出ガスへの対応

自社での排出ガス発生源は営業車であるが、先述のとおり、すべて現行の排出ガス規制に適合したHVを採用しており、NOxやPM（粒子状物質）等の大気汚染物質の排出抑制に配慮した車両構成となっており、排出ガス対策は現時点において一定程度講じられている。

- 廃棄物への対応

事業活動に伴い発生する廃棄物は、各拠点におけるオフィス業務に起因する一般廃棄物に限定されている。製造工程等を伴わない事業特性から、特別な管理や処理を要する廃棄物は発生していない。また、クレーンの保守・メンテナンスに伴いタイヤ交換時に発生する使用済みタイヤについては、タイヤ販売業者が持ち帰り適正に処理しており、自社が処理責任を負う産業廃棄物は存在しない。

【社会面】

■ 労働環境改善の取り組み

- 時間外労働削減の取り組み

従業員一人当たりの月間時間外労働時間は、2025 年 5 月期において平均 3 時間にとどまっており、時間外労働は極めて限定的である。これは、同業種平均である 16.8 時間（厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 7 年平均確報」〔従業員数 5 人以上・機械器具卸売業〕）を大きく下回る水準である。代表取締役が従業員一人ひとりの働きがいと生活の質の向上を重視し、長時間労働を前提としない働き方を明確に方針として掲げている。こうした経営姿勢が組織全体に浸透していることにより、計画的かつ効率的な業務遂行が実現され、恒常的な時間外労働の抑制につながっている。

- 有給休暇取得推進の取り組み

2025 年 5 月期における年次有給休暇取得率は 60%であり、卸売業・小売業の平均取得率 59.9%と同水準にある一方で、不動産業・物品賃貸業の平均取得率 65.5%（厚生労働省「令和 7 年就労条件総合調査の概況」）と比較すると、なお改善の余地がある水準である。もっとも、創紀は少数精鋭の役職員体制のもと、また物理的に一同に会する機会が少ない環境下でも、ネットワークインフラやクラウド、TV 会議を活用し、効率的な情報共有を行うため、各自が策定する「行動計画」に基づき業務を遂行している。この行動計画に支障が生じない範囲で、休暇の取得については個々の自主性を尊重する運用としている。このため、休暇取得に対する心理的制約は小さく、柔軟な取得が可能な職場風土が形成されている。また、半日未満の休暇については有給休暇として計上していないことから、統計上の取得率が相対的に低く算出されている。一方で、短時間の外出や私事対応、業務調整による実質的な休息は日常的に確保されており、数値上の取得率に比して、実態ベースでは十分な休養機会が担保されていると評価できる。会社としては、連休の谷間等を中心に有給休暇の取得を呼び掛けているものの、取得の強制や数値目標の設定は行わず、自律的な働き方を尊重する方針を維持している。法令遵守を前提に自主性を尊重した取得推進を行うとともに、今後は担当役員を置き、正確な実数値を把握の上、取得率の向上に努めていく。なお、年 5 日の年次有給休暇取得義務を含む労働関連法令については、対象となる全従業員に対して適切に遵守されている。

- 賃金アップの取り組み

「毎期の利益を従業員に還元する」との経営方針のもと、継続的な賃金引上げに取り組んでいる。実際に、毎期昇給を実施しており、2025年には従業員平均で約5%の賃上げを行った。また、専門性の高い人材の確保を目的として、採用時には前職給与水準を考慮した処遇を行っていることから、同社の賃金水準は地域同業他社と比較して相対的に高い水準にあると認識している。今後についても、消費者物価上昇率を上回る賃上げの実施を目標とし、継続的な処遇改善を通じて、従業員全体の生活水準及び働きがいの向上を図っていく方針である。

- 福利厚生充実の取り組み

健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の法定福利制度を適切に整備しているほか、役職員間の交流促進や心身のリフレッシュを目的とした独自の福利厚生施策を実施している。具体的には、会社主催ではない有志による社員旅行やバーベキュー、マラソン大会等のレクリエーション活動に対し、参加に要する費用の一部を会社が補助する制度を設けている。これにより、役職員の自発的な交流や健康増進の取り組みを後押しし、職場の一体感や働きやすい環境の醸成につなげている。

- 安全・安心な労働環境確保の取り組み

想定される主な労働災害リスクは、営業活動に伴う移動中の事故である。このリスクに対応するため、営業車両については概ねリース契約により調達し、全車両にドライブレコーダーを完備するとともに、定期点検を確実に実施することで、事故の未然防止及び安全性の向上に努めている。これにより、運転状況の客観的な把握が可能となり、万一事故が発生した場合においても、迅速かつ適切な対応を行う体制を構築している。また、全国広域にわたる営業活動においては、公共交通機関を積極的に活用している。一方で、機械査定業務等の特性上、天候や移動時間が業務品質及び安全性に影響を及ぼすことから、無理のない行程設定と十分な時間的余裕を確保した行動計画の策定を推奨している。これにより、移動に起因する事故リスクや役職員への過度な負荷の低減を図っている。これらの取り組みを通じて、役職員一人ひとりの安全意識の醸成と事故防止体制の定着が進んでおり、創業以来労働基準監督署への申告を要する労働災害事故は発生していない。創紀は今後も、安全・安心な労働環境の維持・向上を重要な経営課題の一つとして位置付け、持続可能な事業運営に取り組んでいく方針である。

■ 従業員育成の取り組み

- 人材育成の取り組み

既存役職員は業界経験が豊富な人材であり、業務遂行に必要な専門知識や実務能力は各自十分に備えていることから、画一的な業務教育は行っていない。一方で、専門性の深化や自己研鑽を促進する観点から、役職員が自発的に取り組む学習や研修については、会社が費用を負担する等、主体的な能力開発を支援している。新入社員に対しては、業務知識の習得に先立ち、まず「仕事に対する価値観の共有」「売買における基本姿勢」「有意義な職場環境の考え方」について

丁寧に伝えることを重視している。そのうえで、業務内容や職場環境への円滑な適応を目的として、一定期間トレーナーを配置し、実務を通じた OJT を実施している。教育期間はおおむね 1 年間を目安とし、単独で業務を遂行できる水準に到達するまで、段階的かつ実践的な指導を行っている。また、場所を問わず業務に必要な情報へアクセスできる環境を整えるため、社内情報を集約したクラウドデータの活用を推奨しており、情報共有の効率化や業務の属人化防止を通じた、人材育成及び組織力向上を図っている。

- 資格取得支援の取り組み

事業運営においては、大型クレーンの操作に必要な移動式クレーン運転士免許及び、公道走行に必要な大型特殊自動車免許が不可欠である。このため、各拠点に当該資格保有者を 1 名配置している。一方で、業務の安定的な継続に向けたリザーブ要員の確保や、将来的な拠点展開への対応を見据え、資格保有者の計画的な増員が必要となっている。こうした状況を踏まえ、同社では未取得の役職員に対して、これらの資格取得を積極的に推奨している。

なお、各種資格の取得に要する受検料等の費用については、全額を会社が負担しており、役職員のスキル向上とキャリア形成を後押しする体制を整えている。

(2026 年 4 月時点 資格取得者数)

移動式クレーン運転士免許 5 名、大型特殊自動車免許 5 名

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他機械器具卸売業、その他の機械器具・有形財賃貸・リース業
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、雇用、零細・中小企業の繁栄、インフラ、資源強度、廃棄物	➤ クレーンレンタル事業伸長の取り組み
教育	➤ 人材育成の取り組み

賃金	➤ 賃金アップの取り組み
----	--------------

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 時間外労働削減の取り組み ➤ 有給休暇取得推進の取り組み ➤ 安全・安心な労働環境確保の取り組み
社会的保護	➤ 福利厚生充実の取り組み
気候の安定性、資源強度	➤ 省エネルギーの取り組み
水域	➤ 排水への対応
大気	➤ 排出ガスへの対応

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➤ 資格取得支援の取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 賃金水準は地域の同業界並み以上である。
生物種、生息地	➤ クレーン輸送は外部に委託し、輸送途上の管理については委託先に委ねており、当社自体の事業が生物種、生息地に直接的に影響を及ぼすことはないため特定しない。
廃棄物	➤ 発生廃棄物はオフィス由来の一般廃棄物に限定され、産業・特別管理廃棄物は発生していないため、廃棄物のネガティブなインパクトは限定的である。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

創紀は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、雇用、零細・中小企業の繁栄、インフラ、資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	クレーンレンタル事業伸長の取り組み		
KPI	● 2030 年 5 月末までに新拠点を 2 拠点以上確保する。 (2026 年 4 月 6 拠点) ● 2030 年 5 月末までに従業員を 5 名以上増加させる。 (2026 年 4 月 9 名) ● 2030 年 5 月末までに保有レンタルクレーン台数を 300 台以上とする。 (2026 年 4 月 240 台)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 労働災害リスクの低減とインフラ整備力の強化を目的に、クレーンレンタル事業の拡大を推進している。保有台数を 240 台から 300 台へ増強するとともに、横浜・千葉に新たなレンタル拠点を開設し、物流・配車体制及び人材基盤を拡充する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	

	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

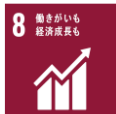
特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	賃金アップの取り組み		
KPI	● 毎年、従業員平均給与を消費者物価上昇率以上引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は同業界並みをかなり上回ると認識しているが、毎年、消費者物価上昇率以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	有給休暇取得推進の取り組み		
KPI	● 2030 年 5 月期までに有給休暇取得率を 80%以上とする。 (2025 年 5 月期 60%)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 少数精鋭体制のもと、行動計画に基づく自律的な業務運営と ICT 活用により、休暇取得に対する心理的制約を低減している。半日未満の休暇を有給計上していないため取得率は相対的に低い。実態として柔軟な休養機会は確保されている。法令遵守を前提に自主性を尊重した取得推進を行うとともに、今後は担当役員を置き、正確な実数値を把握の上、取得率の向上に努めていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--	-----	--	--

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容 (インパクト内容)	資格取得支援の取り組み		
KPI	2030 年 5 月末までに移動式クレーン運転士免許者 7 名以上、大型特殊自動車免許者 7 名以上とする。 (2026 年 4 月の資格者数) ・移動式クレーン運転士免許者 5 名 ・大型特殊自動車免許者 5 名		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 創紀は、事業の安定運営と将来的な拠点拡大を見据え、大型クレーン運転に必要な有資格者の計画的育成を進めている。未取得の役職員に対し移動式クレーン運転士免許および大型自動車免許の取得を推奨し、受検料等は全額会社負担とすることで、技能人材の継続的確保と職員のキャリア形成を支援していく。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	 4 質の高い教育をみんなに
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	 8 働きがいも経済成長も

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	時間外労働削減の取り組み	時間外労働は既に業界平均を大幅に下回る低水準であり、組織文化として定着している。
	安全・安心な労働環境確保の取り組み	予防的な安全管理体制が全社的に定着しており、創業以来、労働基準監督署へ申告対象となる労働災害が発生していない。今後も維持される見込みである。

社会的保護	福利厚生充実の取り組み	役職員がすべて正社員であり、非正規労働や社会的保護が不十分となるリスクは存在しない。福利厚生制度も法定・任意ともに十分整備されている。
気候の安定性、資源強度	省エネルギーの取り組み	現状では電力・燃料使用量は下限水準かつ省エネ設備導入が完了し、削減余地は限定的である。
水域	排水への対応	対象となる排水は有害性が低く発生も限定的であるうえ、既に委託処理や設備対応により適切な管理体制が確立されている。
大気	排出ガスへの対応	排出ガス発生源は営業車に限定され、全車が現行規制適合のHVである。

5.サステナビリティ管理体制

創紀では、本ファイナンスに取り組むにあたり、笹川代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、笹川代表取締役を最高責任者、井野取締役をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	笹川 順一
(プロジェクト・リーダー)	取締役	井野 大輔

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、創紀と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、創紀と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。創紀は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190